

監事監査報告書

令和 6 年 5 月 11 日

学校法人大阪集成学園

理事 事会 御中

評議員会 御中

学校法人大阪集成学園

監事 糸野祥子
監事 本田りさえ

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人大阪集成学園寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人大阪集成学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務、理事の業務執行及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、令和 5 年度の学校法人大阪集成学園の業務、理事の業務執行並びに財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上